

## 宮城大学法人化推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 宮城大学を地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく公立大学法人への円滑な移行を推進するために必要な事項を協議する機関として、「宮城大学法人化推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法人化に向けた基本的事項に関すること。
- (2) 法人の組織・運営に関すること。
- (3) 中期目標及び中期計画並びに評価に関すること。
- (4) 財務・予算に関すること。
- (5) 人事・労務に関すること。
- (6) その他法人の設立に関する事項

## (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

## (議長の職務)

第4条 推進会議に議長を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を代表し、推進会議を総理する。
- 3 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、宮城大学長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 議長は、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (専門部会)

第6条 第2条に定める事項について、具体的な調査検討を行うため、推進会議の下に次に掲げる専門部会を設置する。

- (1) 組織・運営専門部会
  - (2) 目標・評価専門部会
  - (3) 財務・予算専門部会
  - (4) 人事・労務専門部会
- 2 専門部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部県立大学室において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年10月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

## 別表（第3条関係）

宮城県総務部長 宮城県総務部次長（人事課及び財政課を担当する者に限る。）	宮城大学長 宮城大学副学長（総務企画担当） 宮城大学副学長（教育研究担当） 宮城大学事務局長 宮城大学教員代表者（学長の指名する者1人）
---	--